

東部地区における小児救急医療体制の一部変更について

日ごろは、本県の保健医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきましては、東部地区の健康保険鳴門病院の当番が月曜日の夜間から日曜日の日中に変更されます。

関係各位におかれましては、県民の安全安心の確保のために、事業の周知、運営上の支援などにつきまして、引き続き御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

東部地区（徳島市，鳴門市，板野郡，名東郡，名西郡，吉野川市，阿波市）

平成23年2月1日からの体制（■が今回の変更内容）

	月	火	水	木	金	土	日	祝休日
8:30	最寄りの医療機関を受診して下さい						夜間休日 9:00-17:00 市民 8:30-17:00 麻植協同 8:30-18:00 2・4週のみ 阿波病院 8:30-17:30 1・3・5週のみ ■鳴門 8:30-17:30	夜間休日 9:00-17:00
18:00							徳島市夜間休日急病診療所	
19:30								
23:30	■鳴門	県中	市民	県中	市民	県中	県中	曜日の輪番病院
翌日8:30	県中							

：小児科医が対応します ：小児科医と内科医による診察です

：一般救急体制の中で小児科医が診察します

（注）

徳島市夜間休日急病診療所（略：夜間休日）

徳島県立中央病院 （略：県中）

徳島市民病院 （略：市民）

健康保険鳴門病院 （略：鳴門）

麻植協同病院 （略：麻植協同）